

## 当院からのご案内

当院は、保険医療機関の指定を受けています。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- (歯初診) 初診料(歯科)の注1に掲げる基準 第385号
- (歯訪診) 歯科訪問診療料の注15に規定する基準 第69号
- (歯CAD) CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー 第296号
- (補管) クラウン・ブリッジ維持管理料 第404号
- (薬175) 薬剤料に掲げる所定単位当たりの薬価が175円以下の場合は、薬剤名等の記載を省略する届出 第234号

(2024年9月2日時点)